

平成24年度事業計画

城陽市東部丘陵地の山砂利採取地において、採取後における跡地の一体的有効利用に資するための修復整備を目的として、建設発生土の搬入受入を行うこととし、併せて埋戻事業の安全の確保、建設発生土の監視の徹底を行い、早期修復整備に向けて次の事業を行う。

1 受入事業

山砂利採取跡地の修復整備と山砂利採取跡地及びその周辺の公共施設の整備に必要な資金の確保を図るため、建設発生土の受入による山砂利採取跡地の埋戻を行う。

(1) 建設発生土の受入

平成24年度の搬入計画台数は、10t車換算で64,000台とする。

これにより、平成16年度から平成24年度末までの搬入見込台数（10t車換算）は、731,176台となり、平成16年度から平成30年度の搬入計画台数（10t車換算）1,424,000台に対して、約51%の進捗となる見込である。

なお、平成元年度から平成15年度末までの搬入台数（10t車換算）は、793,012台で、当時の搬入計画台数100万台（10t車換算）に対して、79.3%の実績であった。

(2) 総量管理

契約土量の総量管理を図るため、建設発生土の受入に当たり、搬入車両を集中監視場所に進入させ、トラックスケール及び搬入カード（ICカード）等を利用したシステムによる計量を行う。

(3) 施設維持管理

円滑な受入体制を維持するため、近畿砂利協同組合と協同で、ダンプ専用道路、タイヤ洗浄設備及び集中監視施設等の場内施設の維持管理を行う。

(4) 施工管理

適正な施工管理を図るため、「施工管理基準」を明文化し、早期に施行する。

2 分析検査事業

受入土の安全を確保するため、土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年8

月23日環境庁告示第46号)に定めるもののうち、農用地に係るもの(カドミウム、砒素及び銅の含有量試験。)を除く26項目の溶出量試験を行う。

(1) 事前分析検査

受入契約前に、現地調査と分析検査を行う。

(2) 中間検査

搬入期間が長期にわたるもので、事前分析検査から概ね1年以上経過したものについて、再度の現地調査と分析検査を行う。

(3) 抜取検査

搬入中のものから適宜、無作為に分析検査を行う。

(4) 定期検査

搬入中のものから毎月定期的に、無作為に分析検査を行う。

3 環境保全事業

地下水及び周辺道路等の環境保全を図るため、必要な事業を行う。

(1) 地下水モニタリング調査

埋戻し事業に伴う地下水への影響の有無を検証するため、事業所等の協力を得て事業所内の既存井戸4箇所及び公社が設置した観測井戸3箇所のモニタリング調査を実施する。

なお、当該調査結果で環境基準値を超えている項目について原因を究明するため、必要な調査を行うとともに、調査結果の解析を行う。

(2) 土壌・地下水の保全に係る審議会

埋戻し事業に伴う土壌及び地下水の安全を確保する為、「土壌・地下水の保全に係る審議会」を適宜開催する。

(3) 道路清掃

環境美化と通行の安全を確保するため、城陽市並びに近畿砂利協同組合と協力し、機械及び人力により東部丘陵地周辺の道路及び道路付属設備の清掃を行う。

(4) 夜間パトロール

不法投棄の防止と環境美化を図るため、近畿砂利協同組合と協同で、東部丘陵

地周辺の夜間パトロールを実施する。

4 監視事業

安全、安心な埋戻を行うため、必要な監視を行う。

(1) 受入処分地における監視

危険防止及び不法投棄防止を図るため、受入処分地に監視員を配置し、安全確認を行う。

経費節減を図るため、引き続き、受入処分地の集約化を実施するとともに、更なる集約化について検討を行う。

(2) 計量所における監視

産業廃棄物の混入防止を図るため、計量所に監視員を配置し、安全確認を行う。

計量所における手続きが終了後、搬入車両（展開検査車両を除く）は、それぞれの事業所の指定処分地に向かい、搬入を完了する。

(3) 展開検査

産業廃棄物の混入防止を図るため、任意の荷下ろし検査（展開検査）を行う。

展開検査を実施した建設発生土は、約1ヶ月単位で展開検査場所にストックした後、近畿砂利協同組合に委託し、それぞれの埋戻し場所にそれぞれの埋戻し土量分を運搬して埋め戻す。

5 管理・運営

平成25年度当初の一般財団法人への移行を目指し、平成24年度に所要の整理と手続により移行認可申請を行う。